

---大規模工場を新設(変更)される事業主の皆様へ---

平成22年4月1日から 工場立地法が和歌山県から市町村へ移譲されます

権限移譲する市町村

和歌山県内の全市町村

工場立地法の概要

敷地面積が9,000㎡以上又は建築面積が3,000㎡以上の工場を
新設又は変更する場合は「工場立地法」に基づき届出が必要です。

権限移譲後、工場立地法に基づく新設届(第6条)、変更届(第8条
及び第12条)等の提出先は特定工場のある市町村になります。

届出の受理を行うのは、市町村長になりますので、平成22年4月
1日以降の届出は市町村長あてに提出してください。

権限移譲対象業務

- 特定工場の新設届出の受理(第6条第1項)
- 政令の改廃により新たに法の適用を受ける特定工場の変更届出の受理(第7条第1項)
- 特定工場の届出事項の変更の受理(第8条第1項)
- 特定工場の設置に関する必要な事項の勧告(第9条第1項)
- 特定工場における生産施設、緑地等の面積に関し必要な事項の勧告(第9条第2項)
- 勧告に係る事項の変更命令(第10条第1項)
- 特定工場の新設又は変更の制限期間の短縮(第11条第2項)
- 氏名又は名称及び住所の変更届出の受理(第12条)
- 特定工場の承継届出の受理(第13条第3項)
- 工場立地法施行前に立地していた特定工場が行う変更届出の受理

(工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第3条第1項)